

年金からの特別徴収 Q&A

Q1 質問

どうして公的年金から個人住民税の特別徴収を行うのですか。

A 答えします

高齢化社会の進展に伴い、納税者の利便性向上のため、地方税法が改正されたことによるものです。役場窓口又は金融機関に出向く必要がなくなり納め忘れがなくなるほか、普通徴収(納付書又は口座振替)に比べ、納期が年4回から6回になり1回あたりの負担額が軽減されます。

Q2 質問

特別徴収の対象となる基準は何ですか。

A 答えします

当該年度の4月1日現在、公的年金を受給しており、公的年金所得にかかる個人住民税が課税される65歳以上の方。

ただし、次の事項に一つでも該当する場合は特別徴収の対象になりません。

- 老齢基礎年金等の受給額が年額18万円未満である場合
- 当該年度の特別徴収税額が公的年金等給付年額を超えている場合
- 介護保険の特別徴収対象者でない場合

Q3 質問

公的年金からの特別徴収は、本人の希望に基づく選択はできるのでしょうか。

A 答えします

地方税法第321条の7の2において、「公的年金等の所得に係る個人の住民税については、公的年金支払いの際に特別徴収の方法により徴収するものとする。」とされており、原則として公的年金を受給している全ての納税義務者が特別徴収の対象になりますので、本人の希望による選択はできません。

Q4 質問

特別徴収が中止となる場合はどのようなときになりますか。

A 答えします

次の事項に一つでも該当する場合は特別徴収が中止となります。

- 特別徴収対象年金の給付を受けないこととなった場合
- 対象者が転出、死亡した場合
- 介護保険の特別徴収被保険者でなくなった場合
- 年度途中で公的年金等にかかる所得から算出される個人住民税額が変更となった場合
(注意) 転出と税額変更については、一定の要件のもと特別徴収が継続されます。

Q5 質問

年度途中で個人住民税額が変更になり、公的年金からの特別徴収が中止された場合、特別徴収の再開はいつからになりますか。

A お答えします

翌年 10 月の年金支給分から特別徴収が再開されます。

Q6 質問

特別徴収の対象となる年金を 2 種類以上受給している場合はどの年金から特別徴収されるのでしょうか。

A お答えします

対象となる年金を 2 種類以上受給している場合、その受給額の多寡にかかわらず優先順位が決められているため、高順位の 1 つの年金から特別徴収されます。

なお、年度途中で優先順位の高い年金の支給が新たに発生した場合でも、翌年 9 月 30 日までは、特別徴収をする公的年金は変更となりません。

Q7 質問

給与収入と年金収入があり、これまでは給与から年金にかかる個人住民税も特別徴収されていましたが、これからも給与分から特別徴収することはできますか。

A お答えします

給与所得にかかる個人住民税と公的年金等所得にかかる個人住民税を合わせて給与から特別徴収することが平成 21 年度以降できなくなりました。このため、給与からは給与に係る個人住民税が、公的年金等からは公的年金等に係る個人住民税がそれぞれ特別徴収されることとなります。**年間の税負担額が変わるものではありません。**

(特別徴収2年目以降の方の例)

年税額7万2000円で

給与に係る個人住民税が6万円、

年金に係る個人住民税が1万2,000円の場合

給与 特別徴収	6月 (5,000円)	7月 (5,000円)	8月 (5,000円)	9月 (5,000円)	10月 (5,000円)	11月 (5,000円)	12月 (5,000円)	1月 (5,000円)	2月 (5,000円)	3月 (5,000円)	4月 (5,000円)	5月 (5,000円)
年金 特別徴収	4月 (2,000円)		6月 (2,000円)		8月 (2,000円)		10月 (2,000円)		12月 (2,000円)		2月 (2,000円)	

仮特別徴収税額

前年度の年金にかかる税額の半分の額を3回に分けて特別徴収

本年度の年税額から仮特別徴収税額を差し引いた残りの額
(12,000円-6,000円=6,000円)を3回に分けて特別徴収

(注意)65 歳未満の理由により、年金からの特別徴収の対象とならない方については、公的年金等所得にかかる個人住民税と給与所得にかかる個人住民税を合わせて給与から特別徴収することができません。

Q8 質問

公的年金所得以外に不動産所得がある場合、不動産所得にかかる個人住民税についても年金から特別徴収されるのでしょうか。

A お答えします

年金からの特別徴収が行われるのは、公的年金等所得にかかる個人住民税のみとなりますので、公的年金等からの特別徴収は行われず、普通徴収(納付書又は口座振替)により納付していただくこととなります。

(特別徴収2年目以降の方の例)

年税額10万円で

給与に係る個人住民税が6万円、

年金に係る個人住民税が1万2,000円

不動産等に係る個人住民税が2万8,000円の場合

給与 特別徴収	6月 (5,000円)	7月 (5,000円)	8月 (5,000円)	9月 (5,000円)	10月 (5,000円)	11月 (5,000円)	12月 (5,000円)	1月 (5,000円)	2月 (5,000円)	3月 (5,000円)	4月 (5,000円)	5月 (5,000円)
年金 特別徴収	4月 (2,000円)		6月 (2,000円)		8月 (2,000円)		10月 (2,000円)		12月 (2,000円)		2月 (2,000円)	
不動産等 普通徴収	1期(6月末) (7,000円)			2期(8月末) (7,000円)			3期(10月末) (7,000円)			4期(1月末) (7,000円)		